

令和2年度版 ソフト事業

応援します！

あなたの地域づくり・まちづくり・ふるさとづくり

「地域づくり活動助成金交付事業」

応募の手引き



御嵩町シンボルキャラクター

ミーモくん



1 地域づくり助成制度とは

町では、町民の皆さんが自由な発想で主体的・積極的にまちづくりに取り組める環境づくりの推進を図っています。町民自身で知恵を出し合い、力を合わせて地域の課題解決をする「町民によるまちづくり活動」の促進を目的に、団体がおこなう活動や事業に要する経費の一部を助成する制度です。

2 概要

町の活性化と魅力あるまちづくりを図るために活動される団体のソフト事業に対して助成します。

対象となる団体

次の条件を満たす団体が対象です。

ただし、町長が適当でないと思えたものは対象外とします。

- ① 自ら活動を企画し、自主的に取り組む団体であること。
※地域課題を解決するため、創意と工夫にあふれる活動や、地域の特徴、特性、地域資源をいかした活動であること。
- ② メンバー間の親睦、個人の学習、趣味などを目的としていないこと。
- ③ メンバーが5人以上で、町内に在住、在学又は在勤する者が半数を超えていること。
- ④ 町内を拠点として活動をおこなう団体であること。
※町のイベントに積極的に参加するなど活動のPRを行う意欲があること。
- ⑤ 会則、規約等を定めていること。
- ⑥ 政治、宗教、営利目的の売買を目的とした活動でないこと。
- ⑦ 暴力団でないこと、又は暴力団がその活動の運営等に実質的に関与していないこと。

助成の内容

助成金の交付は、1 団体につき 1 回とします。

助成の内容	内容	回数
立ち上げ部門	新たに地域づくり活動をはじめる団体が、組織の立ち上げの際に必要な経費を助成します。 立ち上げ部門の助成が終了しましたら、活動部門での申請になります。	1
活動部門	団体のおこなう地域づくり活動そのものに必要な経費を助成します。	3

3 交付金額

助成金の額は、申請団体の収支（団体がどのように経費を使っているか）を踏まえ、審査（書類審査・公開審査）によって決まります。

助成の内容	助成の割合	上限（単位：万円）
立ち上げ部門	2 / 3	15
	1 / 2	10
	1 / 3	5
活動部門	2 / 3	30
	1 / 2	20
	1 / 3	10

4 助成対象経費

対象となる経費は、次のとおりです。

対象経費	対象経費の主なもの	対象外となる経費の主なもの
賃 金	・有償ボランティア賃金	・団体員に対する賃金
報 償 費	・講師などへの謝礼金、出演料又は贈呈物品 ・無償で施設や機材の提供を受けた場合に必要ない償、謝礼金又は物品	・団体員に対する講師謝礼
旅 費 ・ 交 通 費	・講師、出演者への交通費や宿泊費 ・調査・研究・研修のために必要となる交通費や宿泊費（上限 75,000 円）	・団体活動のための交通費・ガソリン代
研 修 費	・イベント等の開催に伴い必要となる勉強会費	
印 刷 費	・印刷及び製本に要する費用 （チラシやポスターの印刷、写真の現像など）	
消 耗 品 費	・短期間又は一度の使用によって消費される必要最小限のもの ・プリンター等で使用する紙、インク	
通 信 運 搬 費	・活動に要する切手、はがき、ホームページ管理費	
使用料・賃借料	・会議に必要な会場使用料 ・イベント等の開催に伴い必要となる会場使用料、車両借上料、機材賃借料	・機材の購入 （備品購入費）
原 材 料 費	・講座などで使用する材料費	・団体員個人にかかるもの
そ の 他	・町長が必要と認めたもの	・団体員の食糧費等

5 1年間のスケジュール

応募

(1) 応募要件の確認、申請書類の作成

※「御嵩町地域づくり活動助成金交付事業実施要綱」を熟読・内容を理解したうえで手続きをお願いします。

(2) 申請書類の提出

令和2年4月1日（水）～4月10日（金） 午後5時まで

※申請期間前でも、ご相談は受け付けております。提出時に活動内容を伺いますので、時間に余裕をもって、内容を説明できる方がお越しくください。

審査

(1) 書類審査

(2) 公開審査会 **令和2年5月23日（土） 午前9時～**

※必ずご出席ください。欠席の場合は、助成を受けられないことがあります。

交付決定

助成金の交付額をお知らせします。

令和2年6月上旬

事業計画書に基づいて活動してください。

※活動時に出た領収書は、必ず保管してください。領収書のない場合は、助成対象外となります。

説明会

活動の進め方や、報告書類などの書き方について説明します。

令和2年6月中旬

※新規申請団体を対象とします。その他の団体は、必要に応じて実施します。

中間報告

(1) 中間報告会

令和2年11月中旬

(2) 中間検査

令和3年1月上旬

実績報告

(1) 実績報告書の提出

令和3年4月2日（金） 午後5時まで

(2) 実績報告会

令和3年4月中旬

提出書類について

以下の書類のご用意をお願いします。

提出書類	① 申請書 ② 事業計画書 ③ 名簿 ④ 収支予算書 ⑤ 会則・規約
配布場所	① 4地区公民館 ② まちづくり課窓口 ③ 町ホームページよりダウンロード
締切日	令和2年4月10日（金）午後5時 ※締切厳守

審査について

助成の可否や額を「御嵩町ふるさとづくり検討委員会」で審査をします。

(1) 書類審査

提出していただいた申請書をもとに、書類審査をおこないます。

(2) 公開審査会

事業内容の説明（プレゼンテーション）をしていただきます。スピーチや写真、パワーポイント等で活動をアピールしてください。発表後、審査員による質疑をおこないます。

審査会へは必ず出席してください。出席できない場合は、助成を受けられないことがあります。

※なお、書類審査の段階で不相当と判断され、助成不可となる場合もございますので、ご了承ください。

【審査内容】

下記の5項目を基準として審査し、助成の有無を決定します。

公 益 性	・ 営利を目的としていないこと。 ・ 広く住民に開かれた活動であること。 (メンバーや参加者を特定していないこと。)
活 動 の 継 続 性	・ 主体的に活動に取り組み、助成終了後も継続して活動が続けていく意欲があること。また、続ける努力をしていること。
活 動 の 発 展 性	・ 活動の意欲が旺盛で、積極的に取り組む姿勢があること。
町 の 活 性 化	・ 構成メンバー内のみでの活動ではなく、メンバー以外の人にも参加を呼び掛けられる活動であること。 ・ 御嵩町の活性化につながる活動であること。 (町のイベントに積極的に出店する意欲があること。) ・ 地元自治会や住民の理解と協力を得て活動できていること。
助 成 の 有 効 性	・ 助成により、活動がスムーズに進んだり拡大したりできること。

中間報告について

(1) 中間報告会

これまでの活動内容や今後の予定をプレゼンテーションしていただきます。

(2) 中間検査

中間の活動状況や会計書類の確認をおこないます。

実績報告について

(1) 実績報告書の提出

提 出 書 類	① 実績報告書 ② 収支決算書 ③ 領収書及び会計報告書 ④ 活動時の写真等 ※コピーをしてから提出してください。
締 切 日	令和3年4月2日(金) 午後5時 ※締切厳守

(2) 実績報告会

1年間にどのような活動をしたか、その活動によってどのような効果があったか、経費をどのように使ったかを報告していただきます。

助成金の交付について

- (1) 審査後に決定した助成金は、実績報告書の提出後に内容を審査し、最終的な助成金の額を確定します。助成金の確定通知を受けた助成団体は、地域づくり活動助成金請求(概算請求)書を提出して助成金を請求していただきます。
- (2) 助成対象経費が当初申請より減額となったときは助成金の額を減額し、当初申請より増額となったときは、当初交付決定額を超えては助成しないものとします。
- (3) 資金が少なく、予定している活動ができない場合には、助成金の一部を概算払請求することができますので、ご相談ください。

留意事項

- (1) 活動内容・助成対象経費に著しい変更がある場合は、地域づくり活動変更(中止)承認申請書を提出してください。
- (2) 活動に伴う支払いについては必ず領収書を徴収し、日付順に並べて保管してください。実績報告書の提出と併せて、領収書及び会計報告書(収支明細書)の確認をおこないます。**領収書の不備・使途不明・決算書との不適合等がある場合は、助成対象外になります。**
- (3) 収入、支出についての証拠書類を事業完了の日の会計年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

助成団体へのフォローについて

団体でおこなうイベントにつきまして、希望に応じてPRすることができます。
(町ホームページ、防災無線、町内回覧、マスコミへの情報提供 等)
イベント概要などの原稿は、団体でご用意ください。
その他、ご不明な点等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

お問 合せ 先

〒505-0192 御嵩町御嵩 1239-1

御嵩町役場 まちづくり課 まちづくり推進係 担当：高田

電話：0574-67-2111（内線 2245） FAX：0574-67-1999